

R D 最終処分場問題行政対応検証委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 (株)アール・ディエンジニアリング最終処分場問題(以下「処分場問題」という。)に対するこれまでの県の行政対応の問題点や責任を検証するため、「R D 最終処分場問題行政対応検証委員会」(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検証委員会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 処分場問題に係る県の対応状況の検証および問題点の明確化ならびに責任の所在に関すること
- (2) 処分場問題の再発防止の検討に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 検証委員会は、知事が委嘱する4人以内の委員をもって組織する。

- 2 検証委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は委員の互選により定める。
- 4 委員長は、検証委員会の事務を総括し、検証委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検証委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて検証委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。
- 4 検証委員会は、公開とする。ただし、個人情報等の保護が必要であるなど検証委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の検証結果を取りまとめ、知事に報告する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 検証委員会の事務局は、滋賀県総務部総務課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年 2月27日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年 3月31日に限り、その効力を失う。